

第三十七回国会 建設委員会 議 録 第二一 号

昭和三十五年十二月十六日(金曜日)  
午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君  
理事 木村 守江君 理事 佐藤 虎次郎君  
理事 薩摩 雄次君 理事 瀬戸山 三男君  
理事 二階堂 進君 理事 松澤 雄藏君  
理事 中島 嶺君 理事 山中 吾郎君  
逢澤 寛君 金丸 信君  
木村 公平君 齋藤 邦吉君  
徳安 實藏君 丹羽 喬四郎君  
山口 好一君 石川 次夫君  
稲村 隆一君 岡本 隆一君  
兄玉 末男君 前田 榮之助君  
三 錦 義三君 田中 幾三郎君  
出席國務大臣  
建設 大臣 中村 梅吉君  
建設 技 官 山内 一郎君  
建設 技 官 高野 務君  
建設 技 官 山口 乾治君  
委員外の出席者  
建設 技 官 高野 務君  
建設 技 官 山口 乾治君

として田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事 大倉三郎君及び二階堂進君同日理事 薩摩 雄次君及び木村守江君が理事に当選した。

十二月十五日

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

建設省関係重要施策(昭和三十五年建設省関係予算補正)に関する件

○加藤委員長 これより会議を開きます。

理事 薩摩 雄次君及び木村守江君が理事に当選した。

同日

委員 片山哲君及び田中幾三郎君が委員に選任された。

同日

委員 片山哲君及び田中幾三郎君が委員に選任された。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、大倉三郎君及び二階堂進君の理事 薩摩 雄次君及び木村守江君が理事に当選した。

次に、理事の補欠選任の件につきま

してお諮りいたします。

大倉理事及び二階堂理事の理事 薩摩 雄次君及び木村守江君が理事に当選した。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 御異議なしと認め、薩摩雄次君及び木村守江君が理事に指名いたします。

○加藤委員長 次に、昨十五日付託に

なりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和三十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五條を第六條とし、第四條の次に次の一條を加える。

(国の負担の特例等)

第五條 地方公共団体又はその機関が、政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合において、他の法令の規定により国がその経費の三分の二以上を負担し、又は補助する事業を除き、他の法令の規定により国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業にあつては、これらの規定にかかわらず、国の負担率又は補助率を三分の二とし、その他の事業にあつては、国は、その経費の三分の二を補助することができ、

2 国が、前項の政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合においては、他の法令の規定により地方公共団体がその経費の三分の一をこえて負担する事業については、これらの規定にかかわらず、地方公共団体の負担率を三分の一とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

津波対策事業の実施を促進するた

め国の負担の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤委員長 まず提案理由の説明を聴取いたします。中村建設大臣。

○中村國務大臣 ただいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

本年五月のチリ地震津波は、わが国の太平洋沿岸の各地に激甚な人的物的被害を与えたのであります。これがため、災害を受けた地域において津波対策事業を計画的に実施するため、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法が制定されたのであります。その後、被害を受けた地域の調査を行ない、またチリ地震津波対策審議会を開催いたしまして、津波対策事業計画を作成するための作業を進め、ほぼ計画の概要が明らかになって参つたのであります。この計画に基づき、事業を実施するためには、地方公共団体においても相当の負担を要することとなります。この法律に基づき津波対策事業を計画的かつ円滑に実施するためには、特に激甚な被害を受けた地方公共団体については、津波対策事業に対する国の負担率を引き上げる等の措置を講ずる必要が出て参つたので

あります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

まず、地方公共団体またはその機関が、政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合においては、国はその経費の三分の二を負担し、または補助することとしたしました。また、国が直轄で施行する津波対策事業に対する地方公共団体の費用負担についても、同様の趣旨により、その負担を三分の一に軽減する措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○加藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますからこれを許します。

山中吉郎君。

○山中(吉)委員 大臣並びに関係局長にお伺いしたいと思ひます。

その前に、この法案については、一応時宜に適している法案だと私は考えております。内容については不明確な点をお聞きしたいと思ひます。

その一点は、被害激甚地、すなわち補助金を引き上げる公共団体は、政令で定める予定地域ということに説明をされておりますが、その政令で定める予定地域は、大体どういう基準によって定められるか。その点について、これは局長でけっこうです。

○山内(一郎)政府委員 政令で定め

す地域の基準といたしましては、われわれが考えておりますのは、津波対策事業の事業費のうち、災害費を除き、比較して考え方をきめております。その比較の割合でございまして、対策費が標準収入の二分の一をこえる地方公共団体の区域、これを政令で指定すべく今準備をいたしておる次第でござい

○山中(吉)委員 そうすると、具体的には県でいいますと、たとえば岩手県を含んで、その中で除外になる地域があるのですか、ないのですか、その標準でいいますと……。

○山内(一郎)政府委員 県で申し上げますと、青森県、岩手県、宮城県、三県を政令で指定する予定でござい

○山中(吉)委員 大体了承しました。

次に、この法案による津波対策審議会、これは本来の目的は今回のように補助率を引き上げることだけではなしに、この法案の目的からいまして、今後津波対策事業を計画的に実施する、そして「国土の保全と民生の安定に資することを目的とする」という、この第一条に従って、今後の津波対策事業を恒久的な一つの対策として立てていくための審議機関だと考えておるのでありますが、それは間違いありませんか。

○山内(一郎)政府委員 先般制定をされた特別措置法の第四条に書いてございまして、「審議会は、津波対策事業計画に関する事項その他津波対策事業に関する重要事項を審議する」と、こういうふうになっておりまして、

今、先生のおっしゃった通りでござい

○山中(吉)委員 大臣にお聞きいたします。そういう審議会が今後基本的に津波対策事業をやっていくために、根本的な対策を立立てになるものでない、これはこの場限りの法律で、立法の精神から、はずれていくような気がする。この点について、この当面の対策に対して、津波対策として今後この審議会を大いに活用して、恒久対策を立立てになる御意思があるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○中村国務大臣 お説の通り、当面した災害のみならず、恒久対策を樹立するということは、日本のように災害の年々頻発いたしまする国柄といたしましては、きわめて必要であると考えております。従ひまして、この審議会におきまして、今後他の立法との関連も考慮いたしまして、恒久的な調査、研究を続けていくようにいたしたいと、かように考えております。

○山中(吉)委員 大臣の御趣旨は大体了承したのでありますが、たとえば岩手県の場合に、田老町というようなところは、大堤防を築いて、そのために今度のチリ災害から完全に防衛されておる。そういうふうなことを考えますと、今後こういう津波の対策について、沿岸の災害都市計画といひますか、特別の都市計画の中にもそういう防災の考慮を払ったもの、あるいは住宅の建築についても防災建築様式を検討して、津波対策というものを含んだ、いわゆる沿岸都市計画というふうなもの、これが特別に考慮をされて、審議をされること、こういう審議会の目的に沿う今後の大事な課題だと思ひるのであ

りまして、こういう点についても一つ具体的に検討を願つて、この法案が生

○加藤委員長 瀬戸山君。

○山内(一郎)政府委員 この審議会を計画をされた対策事業というものは、大体どういふものですか。

○山内(一郎)政府委員 災害の直後、関係省——三省で関係をはたしてありますが、建設、農林、運輸の三省から係官がそれぞれ現地に参りまして、実際に当たつて計画をしたわけでございます。

まず、県の工事と市町村の工事がございまして、県工事につきましては、北海道、青森、岩手、宮城、福島、和歌山、徳島、高知、この一七県でございまして、この一七県について、各チリ津波によって被害を受けた復旧事業費をいろいろ検討したわけでございます。その総額は九十九億、約百億になるわけでございます。

それから、市町村工事といひましたのは、北海道の浜中村、これは港湾でございます。運輸省所管の港湾になります。市、宮古、山田町、大槌、釜石、大船渡、陸前高田、これらの市町村の工事、これは全部漁港になります。それから宮城県、気仙沼、志津川町、雄勝、女川、牡鹿、石巻、鳴瀬、塩釜の市町村、これも全部漁港でございます。徳島県の阿南市、これも漁港でござ

います。それらを全部合計いたしますと約十七億の事業費になります。

○瀬戸山委員 私が聞きたいのは、この対策事業で、どういふの対策事業として認められておるかということ

○山内(一郎)政府委員 その内容でございまして、施設から申し上げますと、主として海岸堤防がほとんどでございます。それから、それに隣接をいたしました河川の護岸堤防、これらを入れておきまして、災害復旧以外に、再び被害が起らないように、対策費を加えて計画をする、そういう内容になっております。

○瀬戸山委員 そこで私が聞きたいのは、三分の二に上げられるのは、このきあの地域の補助率はこれと一致しない点がある。

もう一つは、さっき山中さんからお話がありまして、大臣からもお答えがありましたけれども、日本のような海岸をもつてめぐらしているところは、いつ地震があるか高潮があるか予測しがたい。海岸堤防などの補助率は二分の一だと思ひますが、そういう点とのかね合ひといふものはどういふふうにかね合ひおられるか。この地域だけは三分の二にするが、ほかの海岸の問題については二分の一、あるいは伊勢湾台風の際の処理についても二分の一、この調整はどういふふうにかね合ひおられるか、それを承りたい。

○山内(一郎)政府委員 その点につきましては、いろいろ検討したのでござ

います、今おっしゃいましたように、昨年の伊勢湾台風におきましては八割になっております。その場合には災害復旧の方も特例法が出て参りまして、最低八割からそれそれ標準税収入の割合で高率になる。今回の本年度の災害復旧につきましては、現在のところ特例法がございまして、三分の二からスタートしていく。そういうようになり合ひの問題で、チリ地震の対策事業費の補助率を三分の二と定めたわけでございます。従って、それ以外は今おっしゃいましたように、海岸法の普通の補助率二分の一でいく。こういうことになるわけでございます。

○加藤委員長 ほかには質疑の通告がありませんので、本案に対する質疑はこれにて終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○加藤委員長 これより討論に入るわけですが、別に討論の通告がありませんので、討論を行わず、直ちに採決いたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕  
○加藤委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案議決に伴う報告書の作成等につきましましては委員長に御一任を願います。

たいと存じますが、これに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○加藤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○加藤委員長 次に、昭和三十五年建設省関係の予算補正につきまして、前回は建設大臣より説明を聴取いたしましたのでありますが、本日はその説明に対する質疑を行ないます。

質疑の通告がありますのでこれを許します。

岡本隆一君。  
○岡本（隆）委員 最初に大臣にお伺いしたいのです。今度の十六号台風が起りまして直後に委員会を開きまして、それから自民党の方にも社会党の方にも災害対策委員会が設けられまして、とにかく再々災害があるやうだと、そのつどいろいろな特例法を設けるというふうなことは非常に矛盾をしているから、一つ災害基本法のやうなものを作ろうじゃないか、そういうふうな話が出て参りまして、社会党からも法律案がある程度のもので準備いたしました。たとえていえば、今までは災害に對しまして公共災害は相当政府の手からいろいろの補助が行なわれますが、しかしながら民間災害といふものに対してはほとんどそれが顧みられておらぬ。だから、そういうやうな問題についても現在のように災害そのものが必ずしも天災のみは言えない。ある場合にむしろそれが人災であると言わなければならないやうな種類の災害がある。しかも、そういうやうな種類の災害に限って再々襲ってくる

というふうな点にかんがみて、もっと個人災害といふものの救助に重点を置かなくちゃならぬ。こういうところから、社会党の方でも今までの災害救助法というふうなものでは不十分じゃないか。だから災害援護法というやうな形でもって、もっと手厚い援護を罹災者にするやうな方式をとらなければいけない。こういうふうな形の考え方に立つところの災害援護法というものを要綱を作りまして、自民党の方に持参りしました。同時にまた、昨年度のいろいろなあの災害に対する特例法に準じたやうな補助の特例法を、それを特例法という形でなしに、基本的にいろいろな災害に対する措置として考えていこうという考え方に立つところのいろいろな立法の内容も持参りまして、社会党の代表が幹事長に会い、一つ今度の臨時国会に間に合うやうにこれを両党の間で十分に話し合つて、臨時国会はいずれ解散になるのだから、それについて十分な議論をする間がないから、だからこれについては昨年の災害対策の臨時国会でもって十分に議論が尽くされているのだから、一つもう、これでもって事前に両党で審査をもつてし、話し合つて、臨時国会をするする通して、それでもってこの災害対策に對するところの措置を講じようじゃないか、そういうやうな申し入れをいたしましたところが、幹事長の方でも、それはしごくけっこうやうなことが、さらにまた二十三日にもう一度、あるいはまた三十日にもう一度ということになって、前後三回にわたりました。私も自民党の災害対策の委員会の責任者の方とお目にか

かった。しかしながら、その会見の結果は一向煮え切らないで、話し合いが進まない。自民党の方には、むしろそういう恒久立法をとにかく当面作る意思はない。だから臨時国会に関する限りにおいては災害に對してはノータッチでいきたいというやうな形で、臨時国会というものは災害対策については全くノータッチ、何らそれに触れられなかつた。そしてまた、建設委員会も全然開かれませんでした。

しかしながら、私どもは、これは罹災者に対して非常に不親切であつたと思ふのです。少くも災害にあり、田地田畑をすっかり流し、あるいは家を流し、家財を流したというやうな大きな被害を受けておる住民、あるいはまたそれによつて非常に大きな痛手を受けておる地方公共団体に對して、今年度の災害をどう措置し、どう援護するかというのを何にもきめないままに解散に持つていく。しかも今度の特別国会におきまして、これに對するところのどういふ措置を講ずるかという法案も全然出て参っておりません。そうしますと、結局この問題は今年度の通常国会に持ち越されて、年があけてその問題の解決に國會は当たつていく、政府もそれに当たつていく、ということになると思ふのです。

しかしながら、夏に受けたところの災害について、何らの方針も明らかにされないままに年を越すというやうなことであつては、私は為政者として非常に不親切な態度であると思ふのでございまして、大臣はそれをどうのやうにお考えになりますか。御所見を承りたいと思ひます。

○中村國務大臣 ただいま御指摘の点

につきましては、党においても鋭意研究をいたしておるやうでございますが、政府側といたしまして、まことに御説ごもつともございまして、名称はどうすべきが妥当であるかわかりませんが、災害基本法的な立法措置の必要を考えまして、実は鋭意検討をいたしておる次第でございます。

ただ、及びするところが、既存法律を見ますと、既存法律の関係各省が相當の救にわたります。これらの既存法律との関係もございまして、いろいろの関係方面と連絡をいたしまして、鋭意検討をいたしておる次第でございます。できるだけすみやかに成案を得て御審議を願うやうな段階にいたしたい、かように目下考へておる次第でございます。

○岡本（隆）委員 御承知のように、日本という国は災害常襲國でございます。従つて、昭和三十六年にも私たちはある程度、また場合によれば相當大きな災害というものが見舞つてくるものというふうな心がまえを持っておらなければならぬと思ふ。従つて、この災害基本法のものの考え方というものがクローズ・アップされて参りましたのは、昨年の夏の災害から後の臨時国会以来のことでございますが、こういうやうな基本的な恒久立法を立てなければとてだめだ。ことに災害復旧といふものが、今までの災害復旧に對するところの国の考え方、これは単に原形復旧の考え方にとどまつておる。しかし原形復旧の考え方では、とてもそれは年々襲ってくるやうな災害に對して備へる道ではないから、これはどうしても改良復旧の方針に方向を變

えていかなければならぬ。こういうふうなことが強く昨年の臨時国会でも言われておったことだと思います。

だから、災害基本法を作ろうという声が大きくクローズ・アップされたのはそのころからでございますが、その後すでに一年たつておる。一年たつておる今日までの段階に、ほとんど何ら政府の方でもそういう準備が行なわれておらない。これから関係各省との間で相談して、考え方を組み立てていきたい、こういうふうなことでござい

ますと、今度の通常国会に間に合うのか、間に合わないのか、これが私は疑問です。しかしながら、昭和三十六年の災害の年度を迎えるにあたって、私どもは、どうしても夏の災害がやってくるまでの間に、やはりそういう立法というものを作り上げておくというふうな心がまえでなければならぬと思うのでございますが、そういう点について、政府の方では、それだけの準備を進めておられ、かつまた、そうやっていくという心がまえを持っておられるかどうか。その辺のところをお伺いしたいと思ひます。

○中村国務大臣 その必要性につきましては、全くお説の通りでございますから、極力努力いたしまして、御期待に沿うようにいたしたいと思つております。

○岡本(隆)委員 それでは、ただいまの大臣のお言葉を私は必ず実行していただきますように、一つ格段の御努力をお願いいたしておきたいと思ひます。そこで、現在の災害に対する国の措置でございますけれども、災害の範囲、それから規模というふうなもの、さらにまた、各公共団体あるいは個人

にとりましては、受けるその人たちの痛手というものはおのずから別なんです。だから、今までのいろいろな国の補助率の場合におきまして、大きな災害があったときには、特別な相当高率の国の補助が受けられるが、しかしながら、災害が少くない、災害の範囲が狭い場合には、それについては国の方では、あまり規模が大きくないから願みないで、例年通りのままにしておくと

いうような形でもって、ことしの災害については、昨年は特例法が作られたけれどもことしは特例法が作られないというふうな形のままでいこうとして

いる模様でございます。一体、ことしは、たとえば京都府にありましては、相当な局部的な災害を受けて、地方公共団体も、あるいはまた住民も、相当甚大な影響を受けておるのでござい

ます。それに対して、ことしはどのような措置を講じていただけたのか、その辺のところをお伺いしたいと思ひ

ます。○山内(一郎)政府委員 本年度も至るところ災害がございまして、現在各都道府県、それから市町村から、被害の報告の参つておりますのは約四百億になつてゐる次第でございます。これを過去と比較をいたしますと、昨年よりは明らかに低くございまして、昨年を除いた五カ年の平均よりもやや下回つてゐるという状況でございます。ただし局地豪雨というふうな特色のある災害がひどくございまして、たとえば京都府の桂川、それから岐阜県の長良川、こういうような局地的豪雨はひどくございまして、そういう特別の地域につきましては、今までやっておりま

す以上の措置をして現在進んでゐるわけでございます。従来のやり方は、現地の調査をやりまして、査定を実施する。それから、もちろん復旧の工法の指導に当たる。それから逐次予備費を支出して参つて、現在に至つておるわけでございますが、それで不足でござ

いますので、補正予算を組みまして、緊要事業は三カ年復旧という線が確保される補正の予算の額を計上する予定にいたしておる次第でございます。

特に桂川地区につきましては、被害が非常に激甚でございますので、そのうちの特にひどいところは国の助成事業に採択をする。これも一部補正予算に計上をするわけでございますが、なお根本的なものとしたしまして、現在調査費をほかのところから流用いたしまして、現在地方建設局の方でダムとか、河川の改修の計画とか、そういうことの調査をやつてゐる次第でございます。その調査ができれば実施に移していく。こういうことで現在進んでゐるわけでございます。

○岡本(隆)委員 ただいまお話が出ました桂川の例でございますけれども、昨年も大きな被害を受け、その復旧の途中に、またことしも大きな水害が起きて、せっかく昨年やつたところの護岸が、その裏へ水が回つた結果くずれて、またやり直さなければならぬというふうなところが出て参つておられます。大体災害復旧には、今お話のように三カ年でもって復旧が完了するとい

うふうなお話でございましたけれども、連年災害がやつてくるようなおそれのある部分については、三年という方針をもつと早く、少なくとも一年か二年にやつてしまふというふうな方針をとつていただかないと、せっかく途中

までやつたが、またその翌年水がきたために、たとえば私が今申し上げておりますのは上桂川の日吉町というところの川のそばの道路なんです。護岸を作つて道路を復旧いたしますと、今度はまたその上に舗装もできておられません。だから、せっかく護岸を作つて道路を復旧しておきながら、今度はその上にまた水がかぶれば、道路が洗い流されて、護岸がぐらぐらにくずれて、またもう一度やり直さなければならぬ、

こういうことになつて参ります。だから、護岸を作つて道路を作れば、すぐそのまま舗装をやつて、今度は水をかぶつても平気なようなところまで完全に仕上げてしまふないことには、さ

いにくる。そういうふうな例はほかにもあると思う。私はことしの夏、岐阜県とか愛知県へ参りまして、再々災害の襲つてくる地域については、そういうふうな配慮を行なつて、再度引き續いて翌年災害がやつて参りましたも、そういうふうな、せっかく築いたものがくずされて、もう一度やり直さなければならぬというふうなものが、

程度にまで、引き續いてどんどん仕事を進めていく。ある場合には、工事の關係上そこまで進め得ない場合もあるでしょう。そういう工事が技術的に不可能な場合はいたし方がございませ

んけれども、予算上の關係でもってそういうことが起こることがないように、私はしていただきたいと思います。これはやはり災害復旧の基本的なものの考え方として、三・五・二の現在の考え方というふうなもの、あるいはまた災害復旧を三年間でやつていくというふうな考え方よりも、必要のあるものにつ

いては、一年でも完了してしまふというふうな方針をとつていただく必要があるのではないかと。こういうふうな私は思ふのでございまして、今後そういうふうな方針を災害復旧のやり方の中に加味していくような考え方を持

ていただけないものか。これは建設大臣にお伺いしたいと思ひます。

○中村国務大臣 実は私どもも同様の考えを持っておりまして、事務当局にもそのような点を確かめてみたのでございまして、裏法や天端の舗装をいたします前にまず表の護岸をやりまして、天端の工事や裏法をやりまして、

にはある程度工事をした地形の沈下といひますか、そういうことが必要である。ときによりましては、突き固めというふうな工法も講じておるようでござい

ますが、それだけでは十分でないものにつぎましては、若干の期間を置いて、地盤の沈下と地固めが済んだところで裏法をやる、あるいは天端の舗装をする。こういうような行き方ださうでございまして、そこに若干の間があるのはどうもやむを得ない事情もあるという話でございます。そこで問題は、今まで起こりました災害についてでございますが、この点につきましては、昭和三十五年度の補正予算にも、これらの従前の復旧のほかに、天端及び裏法の舗装等について

○岡本(隆)委員 謝したいとお話の出ておりました桂川についての問題でございませうけれども、私は同様な例は岐阜県の長良川にもあると思うのです。非常に川にネックができておりまして、そのネックのために水はけが悪くてそこが遊水地域になるというような地点は、これはどこの川にもあると思います。京都府にありましては、亀岡がこれに当たっております。有名な保津川下りをやる保津峡であります、あの保津峡がネックになっておりまして、それでもって上流地点が非常に大きな遊水地帯になるわけであります。そのネックはもう例年の水害の対象になっておりますので、地元の人たちは、そのネックをとかくハッパをかけて上げてくれ。そうすればおれたちの水害はなくなる。ことに年々災害のたびごとに上流ではほとんど改修が行なわれている。改修が行なわれてくると、水はけがよくなるものだから、下へほとんど集まってくる。結局そのネックを控えておるだけにその地域がだんだん被害が大きくなって、一番しわ寄せを受けることになる。だから、そのネックに対する措置をとってくれ。こういう要求が非常に強くなって参りました。ここの災害直後なんかは、政府の方でやってくれなければ、自分たちの手で、だれかが犠牲者になってハッパかけてこわしてみせるというようにことまで言い出すような、険悪な空気があつて参つております。そういうふうな情勢に対して、私も非常に返事に窮するのでございませうけれども、しかしながら、やはり住民の感情をある程度押えるような道を講じてやらなければならぬかと思うのです。建設

大臣はそういう点についてはっきりと一つの方針を出していただきたいと思ふのです。こういうふうなことをやるからもう少ししんほうしてくれとか、あるいはこういうふうにしてあなた方の要求を満足してやるのか、そういう点について何らかの方針を出していただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○中村国務大臣 各河川ともそういうネックの場所が解決されることは非常に望ましいことであると思ひます。保津川の御指摘の地点につきましては、私も詳しい事情をまだ承知いたしておらないのでありますけれども、問題は、河川につきましては常識的に上流の改修あるいはそういうネックの打開をする場合には、その下流の受け入れ態勢を整備されておられません。下流の方の被害が一そう大きくなるというふうな事情があるかと思ふのであります。保津川につきましては、聞いておりますところでは、建設省としては地建におきまして今御指摘の点を初め、下流の受け入れ態勢の整備、これは関連をいたしまして、目下実地調査をして研究をいたしているように聞いていますのであります。

す。それではどうすればいいかといひますと、上流で何らかの対策を講じなければいけない。従ひまして、現在やっておりますのは、災害の復旧とか、助成事業で改良復旧をやるとか、なお山の荒れたところは緊急砂防をやる。その他いいダム地点があれば洪水調節のダムの計画をするというふうなことを、現在地方建設局の方で基本的な調査をやつていられる段階でございまして、従つて、これをすみやかにやりまして、実施に移していきたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 今のお言葉の、上流についての種々の対策が完成して、そしてネックの部分の防水ができるまでは、やはりこれから十年あるいはそれ以上の歳月がかかると思ひます。そういういたして参りますと、その関係住民は水害が再三起つてくるのを耐え忍んでいかなければならぬことになる。参るのでございませうが、そこで下流が受け入れられないから開きをするわけにいかない。

防に参加しておつた大阪水防団の団長の意見として、そういうことを「淀川」といふ書物に書いておるのですが、全く宇治川が破れたおかげでもって大阪は助かった。だから宇治川の沿岸の被害を受けた人たちの犠牲において淀川右岸の大阪湾の百二十万の住民は助かった。だから、それに対しては良心からの感謝と同情を持たなければならぬ。そういうふうなことを書いておられます。それと同じことがやはり亀岡の場合にも言えると思ふのです。亀岡は、ネックを開きすればすぐその地点の人は助かるというところが、簡単な工事によつて災害を免れるというところがはつきりしておりますが、しかもなお下流の受け入れ態勢ができておらない。同時にまた下流の受け入れ態勢をやるということは大へんだから開きが行なえないということになれば、やはり下流を守るといふことの犠牲が、それらの地域の住民に押しつけられておるわけなんです。だから、それだけの犠牲を押しつけるには、それだけの補償を国は当然考えなければならぬと思ふのです。

まして、それらの問題も取り上げるべきであると思ひます。ただ、ただいまの地点につきましては、今、政府委員からお答えをいたしましたように、鋭意現地について調査をいたしております。あるいは上流にダムを作つてその被害を防除することが適当であるかどうか、やがて結論を出しまして、結論が出ましたら、できるだけすみやかに災害の防除に完全を期するようにいたしたいと思ひます。

その下流の一番大きななには大阪であると思ひます。また淀川の治水の歴史を見て参りましても、とにかく大阪を守るために非常に大きな努力が払われております。たとえば昭和二十八年の災害のときに宇治川の左岸が切れまして、そのために淀川の下流のはんらんが助かつたのでございませうが、昭和の初めから昭和二十八年までの間、ほとんど大きな被害がなくて、それでもって二十年來のあの出水のときに、その間に行なわれた護岸改修工事のた

ところ、先ほど申しましたように、災害援護法というものを社会党からも出してありますが、自民党からもやはりそういうような形において、そういう地点の罹災者に対しては特に重点を置いたところの援護の道を講じる、こういうふうな援護の法律というものを当然立法していただかなければならぬと思ふのでございませうが、大臣はいかがお考えになりますか。

○中村国務大臣 確かに応急措置と恒久措置とは並行していかなくてはならぬことはすべての問題について総合されて含まれておると思ひます。これらの点について十分検討いたしたいと思ひます。

○山内(一郎)政府委員 お話のございまして、亀岡、八木町、これは再三の被害で、われわれは根本的に何とかしたという気持ちで一ぱいになっているわけでございます。

ただ、保津峡は、下流に対する影響が相当甚大でございまして、受け入れ態勢がでなければいじるといふわけには現在の段階ではいいかないと思ひま

○岡本(隆)委員 これは大きな問題だから御即答願うわけにもいかないかも知れませんが、これから災害対策に對する基本法を作つていただく場合に、一つ十分そういう点を考慮に入れて想を練つていただきたいと思います。

それからなお、桂川に天若ダムというダムがございます。そのダムは発電専用に使われております。しかしながら、最初これを作りましたときには、防災ダムを作るのだ、こういうふうな意味で出されたものと承つております。ところが、それが戦時中の、あるいはまたさらに引き続くところの戦後の電力の必要から発電ダムに切りかわりまして、今日では完全な発電ダムとしてそれが運営されております。ところで、地元の住民の話では、このダムの操作が非常に不満足に災害がよけいに強くなつてきておる、こういうふうな声が出ておまして、今や天若ダムの下流沿岸住民全部にとつては、このダムというものが怨嗟の的になり、ダムができたためにこんなに水害がひどくなつた、こういうふうな強ひつけておられます。それは先日私も委員から派遣されましたところの災害地の現地視察で、佐藤さんとも一緒に参りまして、佐藤さんともよく御事情を御承知でございますが、非常に強い怨嗟の氣持を持っております。従つて、そういうような住民感情を緩和するためにも、これを発電ダムから防災ダムに切りかえていく。それにはやはり国もある程度の補償を完全にしなければならぬと思ふのですが、一つ思い切つてそういうようなことをやつていただく。その辺のところの御意見を承りたいと思ひます。

○山内(一)政府委員

今、先生の御っしゃいました天若ダムは、発電専用のダムでございますが、御指摘の通りでございますが、この操作が悪いために災害が非常にひどくなつておる、こういうことがもしあるとすれば問題でございますが、そういうことのないように堰堤操作規則というものを作りまして、その規則の線に沿つて現在操作をやつておるわけでございまして、私の方の調査によりますと、ことの十六号台風による操作の報告を受けておられますが、このダムへ上流から入りました流量と、下流へ出しておる流量とは、下流がふえておるということばございません。つまりダムがなかつたと同じ状態の上流からの流量を下流へ出している。こういう調査を現在私の方で手に入れておるわけでございまして、従つて、今後いろいろとそういうダムのゲートの操作につきましては、一その注意を払います。

これを、それでは洪水調節の堰堤に切りかえたらどうか、こういうお話しでございますが、現在せつかくやつております発電のダムを切りかえるといふ、その点も相当問題があると思ひますし、なお切りかえたといひまして、その調整の容量というものが、これも調査いたしました、非常にわずかでございまして、従つて、洪水調節に全部使つても大した洪水調節の効果はない。こういうような点で、現在ダムを洪水調節のダムに切りかえるといふつもりは、私の方はいたしてないという状態でございます。

○岡本(隆)委員 ただいまのダムが完全な洪水調節の役には立たない程度の規模のものであるということは、私も

現地を見て参りまして大体想像がついております。ところが、地元の住民の申しますには、相当の雨が降つて参りまして、水量がずっと下流で増量しております。その増量しておる相当危険な水位に達しておるところへ、ダムそのものためにたれておるところの水が、危険な水位に達するところになつてくると、ダムそのものもまたみずから危険になつてきて、さきえ切れなくなるもんだから、そこでゲートを開いて大量の水を流してくる。だから下流の水位が高くなつてきたところへどんどんダムから放流して、水量を増量してくる。頂上は千六百トンというふうなものをもどつと流してくるために、下流で非常に災害が出るようになる。だから、むしろ早くからにしてくれただけいいんだが、それをさきえられただけさきえていて、最後になつてどつと出してくるから困る、こういうふうな申し方をしております。

それからまた、現に私もそのダムを見て参りました。堰堤の下の方には放流するようなゲートはどこにもありません。うんと堰堤が高くなつて相当水を貯水して、その上にゲートがあるんです。だから、そのゲートがある程度閉めておつて水が一ぱいにあふれそうになつてきます。そうするとゲートを全開いたします。ゲートを全開したとによつて、ゲートの高さまで水がきとおるときにそのゲートを全開すれば、水がこまで下がるまでの分、今までの貯水量がどつとはき出されてくる理屈になるわけなんです。だから、そういうふうなダムの構造そのものが、勢い地元民には、ゲートを満開し

たときには一時的には上流の流量以上ものが下流にやつてくる。そのためさきえ切れなくなつて破壊を起こしたり、いろいろなところに災害が起る。こういうようなことがあるわけでございます。そういうふうな点について両者の間にいろいろな見解の相違があると思ひます。

だから、私はこういうふうな場合には、やはり下流住民をそのゲートの操作というものに、災害時に直接タッチせしめて、つまり災害が起るような大きな雨が降りましたら、下流の住民の中の何名かの責任者がゲートの開閉というものに現地におつて立ち会つて、そして納得せしめる。無理な操作をしておらないというふうなことを納得せしめるというふうなことが私は必要と思ふのです。ところが今のところは、そういうふうなことが現在行なわれておりません。一方的な通告で、これから流しますという通告があるだけなんです。だから住民の方では、そういうふうな災害にあつて、あの操作が悪いからというので、実にゲートに対して怨嗟の聲があるのでございます。そういう点、下流の住民をそういうふうなゲートの操作に立ち会わせるといふふうなことはできないものかどうか、その辺のところを承つておきたいと思ひます。

○山内(一)政府委員 ただいまの点もごもっともなところがございまして、操作の規則というものは、基本的に上流の流量をそれ以上下流へ流さない。これは規則の原則でございまして、この線を守るべく操作をやつておるのでございます。その洪水の非常時の場合に、住民の立ち会いがなければ

操作できないというふうなルールをきめまして、立ち会いがなければできないという事態も起きて参りまして、かつて災害がよけい生ずるのじゃないか。従つて、規則のときに、そういう上流以上は下流へ流さないという根本原則がございまして、その線に沿えばダムのなかつたときと状況は同じだと思ひます。

ただ、通報の点で、多少不備な点をいろいろ各地でも聞いておりますから、通報をさらに親切丁寧にやる、今後こういうような指導をして参りたいと思つておるわけでございまして、各災害のあるたびごとに、こういう発電ダムの操作についていろいろ問題や誤解がございまして、さらにわれわれとしても注意をして、十分やりたいと思つております。

○佐藤(虎)委員 関連して……。実は私、岡本委員と一緒に長良川、桂川の災害の実態を視察させてもらったときに、住民の政府当局あるいは政治家に對する怨嗟の聲は非常に峻烈であつたことは事実であります。そこで先ほど論議になり、大臣から懇切な答弁がありましたこと、恒久立法を作つておかなければいけないじゃないか、年々歳々災害が発生するたびごとに特別立法を適用するとか適用しないとかいふことはいけないから、恒久立法を作ろうというので、実は当時幹事長、副幹事長、それに私が入りまして、社会党の国会対策委員長、あるいは成田君、勝間田清一君などが参られまして打ち合わせたときに、大体その線に沿うようにいたそうじゃないかという話し合いをいたしておりましたが、所管省との話し合いの必要もある。いずれにし

ましてその原因はやはり防除工事に非常な怠慢があったのではないかと存じまして、臨時国会で質問をいたそうと思ひ、経済企画庁に問い合わせをいた

したのであります。この特別措置法の災害防除事業五カ年計画は一体どうなっておるかというところをお尋ねいたしましたところが、関係の各省から少しも資料がきていないということで、経済企画庁の方も非常に困っておるということです。昭和三十三年にできて、五カ年計画で台風常襲地帯における災害の防除計画を立て、工事を実施しなければならぬのに、すでにその半分、三年も過ぎて一つも着手されておらないということは、私は非常に遺憾であると思つております。銚子川の災害も、上流における砂防工事をやるとか、あるいは今電源開発で工事をやるために砂を採取しておつて水利を非常に妨害しておる。こういうことについて、あらかじめ配慮をしたのなら、少なくともこの被害が非常に軽減されたであらうと思つております。

そこで私は、ここであらためて総括的に経済企画庁に対してこの点をお尋ねしたいと思つておるのであります。が、建設省関係の、この台風常襲地帯は全国で十五県ありますが、これらの県における災害防除五カ年計画の実施計画は一体どういふふうになっておるか、少なくとも建設省関係でどういふ調査を行なつておりますか。その点をお伺いしたいと思います。

○山内(一郎)政府委員 常襲地帯の災害防除の計画につきましては、われわれとしても極力早く決定をしたいというつもりで、現在までおくれ、まことに申しわけないと思つております。それにはまず全国的な計画を確立いたしまして、そのうち特に台風常襲地帯の計画を幾らにすべきか、つまり全国の計画ができなかつたために、今まで

その部分としての台風常襲地帯の計画ができなくておくれ、こういう状況でございます。この全国の計画の点につきましては、本年度を初年度といたしまして、治水五カ年計画というものが大体まとまりまして、近く所得倍増の計画と関連をして閣議で決定をされる予定になっておりますが、それができたら、さっそく台風常襲地帯をその全体のうちの幾らにすべきか、こういうことをやるつもりで現在作業を進めております。全体がきまりませんで、台風常襲地帯だけ幾らというのを先にきめれば、基礎のない計画になりまして、かえつてその通りならなかつたりする場合もございますので、今申し上げましたような順序で作業を進めておるわけでございます。

○田中(幾)委員 全国的な計画はむろん立てなければならぬですけれども、各地域に特殊な施設なり、あるいはその地域的に特殊な点があるのであります。ですから全国的に、費用とかそういう点においては総合的に立てなければならぬでしょうけれども、各地域における河川とか堤防とか、あるいはダムとか砂防とかいふものは、地域々々によって違つておるのでありますから、やはりこれは地域的に御調査をなさつておるべきであります。この調査の上に立つて全国的な計画が必要であらうかと思つてありますけれども、その指定された台風常襲地帯個々の調査はある程度着手されておるのであります。

○山内(一郎)政府委員 個々の河川とかいふような点につきましては従来からもやつておりました、台風常襲地帯のどの川をよくすればどういふふうになるという計画はすでにできておるわけでございます。

ただ、五カ年計画の決定ということでございます。全体計画のうち五カ年で幾らやるべきであるか、こういう点になりますと、やはり全国的なワタのうちの地域を取り上げるという問題でございます。全体計画のうち取り上げる部分については先ほど御説明いたしましたように、やはり全体の閣議決定できめたあとさっそくやりたい、こういうふうを考えております。

○田中(幾)委員 個々における五カ年計画の案をきめるということは、あるいは全部の総合調査が集まらなければできないと思つてありますけれども、しかし災害は年々待つてくれられないのであります。来たるべき時期には必然的に来るのでありますから、これは早急に一つ各地域々々にわたつて具体的に調査をお願いしたいと思つてあります。これはあなたの方ばかりではありませんから、私は経済企画庁に対しては一般的な質問をするつもりでおりますけれども、どうぞそういう意味で、あなたの方からも各省と連絡をとつて、すみやかに一つ原案を作成していただきたいと思つてあります。

○加藤委員長 残余の質疑は次会に譲ります。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十五分散会

〔参照〕  
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波

対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕